

富士山火山防災対策協議会の申合せ書

「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に関する申合せ書

平成 30 年 3 月 27 日
富士山火山防災対策協議会

富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）では、気象庁が設定している噴火警戒レベルと運動し避難等の対策を実施することとしているが、現在の運用では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3へ上がることとなっている。

富士山では、開山期には、最大で1日当たり8千人程度の登山者がいることが見込まれている。

このため、ピーク時にレベル3に引き上げがあった際、この人数が一斉に想定火口範囲から避難する事態となる可能性があるが、混乱なく短時間に実施することは非常に困難である。

平成 26 年 9 月の御嶽山噴火や平成 30 年 1 月の草津白根山噴火の教訓を踏まえ、噴火警戒レベルの引き上げ前に発表される「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を活用した防災対応を行うことが人的被害の減少につながると考えられる。

この情報は、必ずしも確実な噴火の発生を科学的に示すものではないが、想定火口範囲内の登山者等を低減させ、人的被害を減少させる効果が見込まれることから、仮に噴火やレベルの引き上げに至らなかった場合も、社会的な理解は得られるものと考えられる。

このようなことから協議会としての防災対応について、下記のとおり、申合せ書として確認するものである。

記

- 1 注意喚起の実施
 - ・噴火警戒レベル1の場合において、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、当協議会の各構成機関は速やかに五合目以上の登山の自粛の呼び掛けと、五合目より下の想定火口範囲における注意喚起を行う。
- 2 会議の開催及び今後の見通しなどの情報共有
 - ・各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに協議会を開催し、今後の火山活動の進展や見通しなどについて気象庁や火山専門家から意見を聞き、構成機関の間で情報共有するものとする。
- 3 注意喚起の終了
 - ・協議会は、その後随時開催することとし、火山活動の状況の確認を行い、登山の自粛の呼び掛け等の継続又は終了を決定する。

火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたら...

注意喚起の実施

当協議会の各構成機関は速やかに**五合目以上の登山の自粛の呼び掛け**と、**五合目より下の想定火口範囲における注意喚起**を行う。

会議の開催 及び 今後の見通しなどの情報共有

直ちに協議会を開催し、今後の火山活動の進展や見通しなどについて気象庁や火山専門家から意見を聞き、構成機関の間で情報共有する。

注意喚起の終了

協議会は、その後随時開催することとし、火山活動の状況の確認を行い、登山の自粛の呼び掛け等の継続又は終了を決定する。